



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
3月14日(金)  
第586号

## 目次

### 告示

○栃木県一般会計補正予算等	171
○公印の作成	175
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録に係る変更	175
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	176
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録に係る変更	177
○栃木県自然環境保全地域に関する保全計画の変更の概要	177
○道路の区域の変更	178
○道路の供用開始	178
○土地区画整理組合の解散の認可	179
○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定	179
○栃木県手数料条例別表第1の422の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準等	179

### 公告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	180
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	180
○患畜の届出	181
○基本測量の実施	181
○公共測量の実施	181
○都市計画変更図書の写しの縦覧	181
○開発行為の工事完了	182
○都市計画事業の施行	182

### 調達等公告

○落札者等の公示	183
○同	184
○同	184

## 告示

### 栃木県告示第88号

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第7号)等については、令和7(2025)年3月7日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 令和6年度栃木県一般会計補正予算(第7号)

今回の補正予算は、12月補正予算に引き続き、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に呼応し、物価高騰の影響を受けている子育て世帯をはじめ、中小企業者や医療機関・社会福祉施設等に対して支援を行うとともに、スポーツを活用した地域活性化など次年度以降に必要となる事業の財源に充てるため、基金への積立を行うものである。

また、歳入歳出について現段階における見込みによる精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、42億7,769万円の増額となり、既定予算が9,935億2,557万円であったので、補正後の予算総額は、9,978億326万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	257,000,000	11,000,000	268,000,000
2 地方消費税清算金	102,328,000	1,457,000	103,785,000
3 地方譲与税	41,100,000	3,000,000	44,100,000
4 地方特例交付金	7,300,000	△260,691	7,039,309
5 地方交付税	151,885,859	5,694,559	157,580,418
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	4,975,485	△846,154	4,129,331
8 使用料及び手数料	10,056,213		10,056,213
9 国庫支出金	122,114,909	△838,253	121,276,656
10 財産収入	1,596,741	407,765	2,004,506
11 寄附金	60,786	1,596,046	1,656,832
12 繰入金	39,659,755	△3,374,498	36,285,257
13 繰越金	3,790,722	6,062,898	9,853,620
14 諸収入	166,282,100	△2,941,982	163,340,118
15 県債	84,775,000	△16,679,000	68,096,000
合 計	993,525,570	4,277,690	997,803,260

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,481,539	△14,286	1,467,253
2 総務費	43,225,006	12,697,851	55,922,857
3 民生費	115,046,073	3,206,740	118,252,813
4 衛生費	75,472,188	823,987	76,296,175
5 労働費	2,117,594	274,300	2,391,894
6 農林水産業費	47,887,089	△6,360,710	41,526,379
7 商工費	157,501,663	△35,629	157,466,034
8 土木費	114,778,570	△10,464,802	104,313,768
9 警察費	47,399,586	△801,330	46,598,256
10 教育費	183,067,319	2,117,937	185,185,256
11 災害復旧費	2,830,046	465,251	3,295,297
12 公債費	98,347,697	△1,953,619	96,394,078
13 諸支出金	103,871,200	4,322,000	108,193,200

14 予備費	500,000		500,000
合計	993,525,570	4,277,690	997,803,260

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	201,427,325	△4,550,000	196,877,325
2 公共事業費	95,271,814	△12,236,411	83,035,403
3 建設事業費	66,709,414	△6,607,637	60,101,777
4 公債償還費	98,347,697	△1,953,619	96,394,078
5 主要義務費	140,429,901	3,908,698	144,338,599
6 税交付金等	103,871,200	4,322,000	108,193,200
7 一般行政費	105,323,793	19,976,334	125,300,127
8 受託事務費	2,360,438	△406,367	1,954,071
9 県単補助金	20,016,580	1,980,810	21,997,390
10 県単貸付金	150,623,603	△392,873	150,230,730
11 災害復旧費	2,502,081	507,463	3,009,544
12 直轄事業負担金	6,641,724	△270,708	6,371,016
合計	993,525,570	4,277,690	997,803,260

(4) 主な事業の内容

- ・職員費 45億5,000万円
- ・退職手当 33億2,030万円
- ・公債償還費 19億5,362万円
- ・税交付金等 43億2,200万円
- ・主要義務費(退職手当除く) 5億8,840万円
- ・基金積立金 190億 200万円
- ・公共事業費 122億3,641万円
- ・建設事業費 66億 764万円
- ・災害復旧費 5億 746万円
- ・直轄事業負担金 2億7,071万円 など

2 令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、令和6年度保険給付費等交付金の増等に伴うものであり、補正予算の額は46億2,855万円の増額となり、既定予算が1,696億6,615万円であったので、補正後の予算総額は、1,742億9,470万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	48,791,378		48,791,378
2 国庫支出金	46,701,793	452,359	47,154,152
3 財産収入	536	1,907	2,443

4	繰入金	13,550,140		13,550,140
5	繰越金		4,175,567	4,175,567
6	諸収入	60,622,303	△1,283	60,621,020
	合計	169,666,150	4,628,550	174,294,700

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 国民健康保険事業費	169,666,150	4,628,550	174,294,700
合計	169,666,150	4,628,550	174,294,700

## 3 令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、建設改良費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	9,789,000	△14,450	9,774,550	9,448,420	136,370	9,584,790
資本的収支	3,175,000	△510,440	2,664,560	4,092,660	△520,250	3,572,410
計	12,964,000	△524,890	12,439,110	13,541,080	△383,880	13,157,200

## 4 令和6年度栃木県電気事業会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、消費税の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	3,797,000	148,070	3,945,070	3,267,100	△30,510	3,236,590
資本的収支	166,000		166,000	1,737,150	△510	1,736,640
計	3,963,000	148,070	4,111,070	5,004,250	△31,020	4,973,230

## 5 令和6年度栃木県水道事業会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、消費税の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,044,000	18,640	2,062,640	1,963,550	75,550	2,039,100
資本的収支	46,000		46,000	861,200		861,200
計	2,090,000	18,640	2,108,640	2,824,750	75,550	2,900,300

## 6 令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、消費税の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	906,000	50	906,050	1,030,380	18,650	1,049,030
資本的収支	9,000		9,000	228,800		228,800
計	915,000	50	915,050	1,259,180	18,650	1,277,830

7 令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、基金繰入金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	28,000		28,000	139,530	26,690	166,220
資本的収支	2,513,000	304,860	2,817,860	2,544,980	△2,610	2,542,370
計	2,541,000	304,860	2,845,860	2,684,510	24,080	2,708,590

8 令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、一般会計負担金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	466,520	10,150	476,670	430,810	11,390	442,200
資本的収支	13,000		13,000	65,000		65,000
計	479,520	10,150	489,670	495,810	11,390	507,200

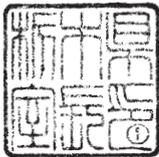
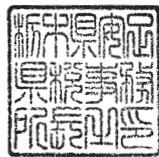
(財政課)

栃木県告示第89号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

名称	印影	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	使用開始日	公印管理者
栃木県室長印①		方20	てん書	一般文書用	令和7 (2025)年 4月1日	文化と知の創造 拠点整備室長
栃木県安足県税事務所長印		方20	てん書	一般文書用	令和7 (2025)年 4月1日	安足県税事務所長

(文書学事課)

栃木県告示第90号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第18条の規定により登録研修機関から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第24条の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		変更の日 年月日	喀痰吸引等 研修の課程
	氏名又は 名 称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地		
0911008	DXO 株式会 社	東京都中野区 本町二丁目46 番1号（東京 都中央区日本 橋蛸殻町二丁 目13番6号）	DXO 株式会 社	東京都中野区 本町二丁目46 番1号（東京 都中野区本町 二丁目46番2 号）	令和7 (2025)年 1月14日	第一号研修 第二号研修
0911009	公益財団法人 介護労働安定 センター	東京都荒川区 荒川7丁目50 番9号セン ターまちや5 階	公益財団法人 介護労働安定 センター栃木 支部	栃木県宇都宮 市駒生1丁目 1番6号栃木 県青年会館コ ンセーレ3階 （栃木県宇都 宮市馬場通り 4丁目3番7 号 馬場通り 四丁目ビル5 階）	令和6 (2024)年 3月22日	第一号研修 第二号研修

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

栃木県告示第91号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の日 年月日	特定行為の種別
	氏名又は 名 称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地		
091100083	社会福祉法人 関記念栃の木 会	栃木県下都賀 郡壬生町大字 北小林812番 地	地域密着型特 別養護老人 ホームしもつ け荘	栃木県下都賀 郡壬生町大字 北小林812番 地	令和6 (2024)年 4月1日	口腔内の喀痰吸 引
091100084	社会福祉法人 謙心会	栃木県大田原 市加治屋83番 地81	特別養護老人 ホームにちに ちそう	栃木県大田原 市加治屋83番 地81	令和6 (2024)年 12月16日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、胃ろう 又は腸ろうによ る経管栄養

091100085	社会福祉法人三起	栃木県真岡市西郷118番地2	特別養護老人ホーム三起の花	栃木県真岡市堀内1897番地8	令和7(2025)年2月17日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
091300022	両毛丸善株式会社	栃木県足利市問屋町1535番地12	介護付き有料老人ホームグッドネス足利	栃木県足利市福富町2172番地1	令和7(2025)年2月17日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養
092400014	合同会社みはなや	栃木県真岡市田町1629番地2	訪問介護みはなや	栃木県真岡市田町1629番地2	令和6(2024)年12月16日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

栃木県告示第92号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		変更の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091400020	合同会社マーヴェラス	栃木県宇都宮市下荒針町3567番地13コーポ田村6号棟1号室（栃木県宇都宮市鶴田町658-11ウェルコートビルディング305）	ヘルパーステーション手と手	栃木県宇都宮市下荒針町3567番地13コーポ田村6号棟1号室（栃木県宇都宮市鶴田町658-11ウェルコートビルディング305）	令和7(2025)年2月2日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養

(注) 表中の( )内は変更前のもの

(高齢対策課)

栃木県告示第93号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定に基づき、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画を変更したので、同条第4項において準用する同条第3項の規定に基づ

き、その概要を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画は、栃木県環境森林部自然環境課及び県西環境森林事務所において縦覧に供する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県自然環境保全地域の名称

小代自然環境保全地域

2 変更の概要

保全施設に、自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和49年栃木県規則第15号）第5条第6号に基づく「その他知事が必要と認める施設」を追加した。

(自然環境課)

栃木県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年3月14日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木粟野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
37	前	鹿沼市深程1338-4 から 鹿沼市深程1659-2 まで	12.0 ~ 12.0	77.6	
	後A	鹿沼市深程1338-4 から 鹿沼市深程1659-2 まで	12.0 ~ 12.0	77.6	
	後B	鹿沼市深程1338-4 から 鹿沼市深程1659-2 まで	11.3 ~ 16.2	81.9	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 折戸西那須野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
259	前	那須塩原市井口字西原579-4 から 那須塩原市井口字西原583-1 まで	11.0 ~ 11.1	180.1	
	後	那須塩原市井口字西原579-4 から 那須塩原市井口字西原583-1 まで	11.0 ~ 13.4	180.1	

栃木県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年3月14日から同年4月14日ま

で一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道408号	真岡市寺内字篠山原777-3から 真岡市寺内字篠山原756-1まで	令和7(2025)年 3月14日
80	一般県道 黒田市塙真岡線	芳賀郡益子町大字七井字田子谷1752-3から 芳賀郡益子町大字七井字紅取523-4まで	令和7(2025)年 3月14日

(道路保全課)

#### 栃木県告示第96号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により小山市思川西部土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県告示第97号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

##### 1 区域の表示

次の図のとおりとする。

##### 2 指定年月日

令和7(2025)年4月1日

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。)

(都市政策課)

#### 栃木県告示第98号

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号。以下「条例」という。)別表第1の422の項1(2)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準並びに同表の464の8の項1(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項2(2)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準並びに同表の464の10の項1(1)イ(イ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)ア(ア)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)ア(イ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)イ(キ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同項1(2)イ(ク)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準を次のように定め、令和7年4月1日から適用し、栃木県手数料条例別表第1の464の8の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準等(令和4年栃木県告示第577号)は、廃止する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

1 条例別表第1の422の項1(2)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年<sup>経済産業省</sup>国土交通省<sub>令第1号</sub>。以下「省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いるものとする。

2 条例別表第1の464の8の項1(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準を用いるものとする。

- 3 条例別表第1の464の8の項2(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 4 条例別表第1の464の8の項2(2)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 5 条例別表第1の464の10の項1(1)イ(イ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第13条第3項第2号に規定する方法を用いるものとする。
- 6 条例別表第1の464の10の項1(2)ア(ア)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準を用いるものとする。
- 7 条例別表第1の464の10の項1(2)ア(イ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いるものとする。
- 8 条例別表第1の464の10の項1(2)イ(キ)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 9 条例別表第1の464の10の項1(2)イ(ク)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。

(建築課)

## 公 告

### ○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和7（2025）年4月14日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ喜連川店  
栃木県さくら市喜連川辻畑4120番地 外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
さ くら 市	意 見 な し

### ○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和7（2025）年4月14日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ喜連川店  
栃木県さくら市喜連川辻畑4120番地 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要  
意見なし

(経営支援課)

## ○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須塩原市	令和7(2025)年3月3日	法令殺

(畜産振興課)

## ○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 作業地域  
栃木県全域
- 作業期間  
令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北関東防衛局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量（基準点測量及び施設測量）
- 作業地域  
栃木県宇都宮市
- 作業期間  
令和6(2024)年10月9日から令和7(2025)年3月19日まで

(監理課)

## ○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和7(2025)年1月17日に変更した、小山栃木都市計画土地画整理事業（小山東部第一土地画整理事業）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
【第2工区】 さくら市馬場字大明内2260番 (開発行為に関する工事) さくら市馬場字大明内2254番の一部	小山市東城南一丁目3番地13	栃木ホンダ販売株式会社
河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2002番21、2002番23、2003番12	真岡市亀山二丁目1番地2ラ・フラ ンセ23 201号室	市 村 未 希 市 村 大 輔
下都賀郡壬生町大字安塚字鍋小路25番5、25番6、26番2、26番3、26番4、26番5、27番2、27番3、27番4、27番5、37番1、37番3、38番、39番1、40番1、40番3、42番	下都賀郡壬生町大字安塚39番地1	社会福祉法人一期一 会の会

(都市政策課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和7（2025）年3月14日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・2・101号大通り
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

II

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・2・101号大通り
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分  
なし

Ⅲ

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・2・101号大通り及び3・4・1号宇都宮栃木線
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

Ⅳ

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・4・502号祖母井中央通り
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

## 調達等公告

### ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県知事 福田 富一

### 【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県警察本部庁舎で使用する電力 予定使用電力量 3,663,000kWh ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和7(2025)年2月14日 ⑤ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥78,106,655円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年12月24日 ⑨最低価格
- 2 ①栃木県警察県南機動センター外26施設で使用する電力 予定使用電力量 8,203,200kWh ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和7(2025)年2月14日 ⑤ミツウロ

コグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥172,235,695円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年12月24日 ⑩最低価格

- 3 ①栃木県警察交番・駐在所等で使用する電力 予定使用電力量 1,329,900kWh ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和7(2025)年2月14日 ⑤ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥46,233,910円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年12月24日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県産業技術センター所長 菊池 薫

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県産業技術センター等で使用する電力 予定使用電力量 2,151,600kWh ②栃木県産業技術センター 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-20 ③購入等 ④令和7(2025)年2月4日 ⑤ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥45,945,939円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年12月24日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月14日

栃木県下水道管理事務所長 鶴見 幸一

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K2205 1種1号) 令和7(2025)年3月分 購入見込数量 187kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和7(2025)年2月20日 ⑤カメイ株式会社栃木支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-14 ⑥88.90円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年1月23日 ⑩最低価格

- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する電力 予定使用電力量 6,712,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和7(2025)年2月13日 ⑤株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎3-1-1 ⑥140,624,654円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6(2024)年12月20日 ⑩最低価格

(会計局会計管理課)